

モニタリング基本計画書

(全体版)

令和 7 年 9 月

神奈川県内広域水道企業団
(令和 7 年 1 月以降に公告する案件に適用)

目次

第 1 章	総論	1
1	本資料の位置づけ	1
2	モニタリング実施計画書	1
3	モニタリングの方法	1
4	モニタリングの対象業務	1
5	モニタリングの体制	2
6	モニタリングの実施	2
7	モニタリングの費用負担	2
8	モニタリングの内容	2
9	モニタリングに係る提出書類	3
10	契約内容が未達成の場合の措置	4
第 2 章	設計業務のモニタリング	5
1	概要	5
2	定例会議における確認	5
3	設計業務の改善要求	5
第 3 章	工事業務のモニタリング	6
1	概要	6
2	定例会議における確認	6
3	工事業務の改善要求	6
第 4 章	運転維持管理業務のモニタリング	7
1	概要	7
2	定例会議における確認	7
3	運転維持管理業務の改善要求	7

第1章 総論

1 本資料の位置づけ

本モニタリング基本計画書（全体版）は、企業団が予定している事業において要求水準への適合状況、事業者提案の実施状況等を確認し、サービス品質の維持や事業継続を確実に担保できるようにモニタリングの基本的な考え方や内容を示すものである。

各事業におけるモニタリング基本計画書は、本資料をもとに個別に作成するものとする。

2 モニタリング実施計画書

モニタリングの項目は、事業者の提案により異なる場合があるため、基本契約などの締結後に、設計業務、工事業務、運転維持管理業務について、次の項目を含むモニタリング実施計画書を事業者が作成し、企業団と協議を行い、企業団の承諾を得るものとする。

(1) モニタリング項目

各業務における要求水準、提案内容等をまとめたもので、履行状況を確認するために整理した項目

(2) モニタリングの時期と方法

モニタリング項目の測定、記録、評価、報告などの時期及び方法

(3) モニタリング実施体制

事業者のセルフモニタリング及び企業団が行うモニタリング

(4) モニタリング様式

測定、記録、評価及び報告等に関する様式

(5) その他モニタリングに必要な事項

3 モニタリングの方法

モニタリングは、基本的に事業者が日ごろから実施するセルフモニタリングの結果を受けて、企業団が事業者に対して実施するものであり、その結果を反映したモニタリング評価書を企業団が作成する。

なお、セルフモニタリングとは、事業者が実施する設計業務、工事業務、運転維持管理業務が要求水準及び提案内容を満足しているか確認する行為であり、チェックリスト等を活用し事業者が自ら実施するものである。

4 モニタリングの対象業務

モニタリングの対象業務は、次の各段階時の業務とする。

(1) 設計業務

(2) 工事業務

(3) 運転維持管理業務

5 モニタリングの体制

モニタリングは、事業者によるセルフモニタリングと企業団によるモニタリングで構成される。

(1) 事業者によるセルフモニタリング

事業者は自ら作成したモニタリング実施計画書に基づき、本事業の運営状況が要求水準を遵守し、提案内容に沿っているかをモニタリングする。

(2) 企業団によるモニタリング

企業団によるモニタリングは、事業者によるセルフモニタリングの結果を踏まえ、事業者から提出された書類を用いて、書面又は会議体での報告に基づきモニタリングを行う。企業団が必要と判断した場合は、企業団は現場確認を行う場合がある。

6 モニタリングの実施

セルフモニタリングに係る作業は、事業者の責任で実施する。モニタリングに係る作業及びモニタリング評価書の作成は、企業団の責任で実施する。

7 モニタリングの費用負担

セルフモニタリングに係る費用は、事業者が負担する。

8 モニタリングの内容

項目	事業者	企業団
① 事業開始前	<ul style="list-style-type: none">・業務着手までに事業に必要となる計画書（以下、計画書等）及び業務開始に必要な書類を作成する。<ul style="list-style-type: none">・計画書等の中で、日単位（日報）、月単位（月報）等の様式を作成する。・計画書等には、要求水準書及び提案書で示した内容を実施するための方法等を含める。	<ul style="list-style-type: none">・事業に必要となる計画書等の内容を確認し、事業者と協議のうえ、承諾する。

② セルフモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に関するセルフモニタリングを行い、その結果を記録する。 ・その記録は企業団の要請があれば随时提出できるように保管する。 ・施設の運転維持管理業務に大きな影響を及ぼすと想定される事象が生じた場合は、直ちに企業団に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対して、必要に応じて業務報告書の提出を求める。 ・業務の内容が、計画書等に基づき実施しているか確認する。
③ 定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフモニタリング及びその他の報告事項を取りまとめて、月及び年度単位で業務報告書の様式にて、モニタリング実施計画書で定める日までに企業団へ提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書等の内容を確認し、業務履行状況を評価する。 ・企業団が必要と認めた場合に、本施設の巡回、業務の履行状況の確認、事業者に対する説明要求及び立会確認などを行う。
④ 隨時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・企業団から説明要求や現場立会などを求められた場合、これらの対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期モニタリングのほかに、必要に応じて、本施設の巡回、業務の履行状況の確認、事業者に対する説明要求及び立会確認などを行う。 ・企業団が改善要求などを行った場合、事業者からの改善措置が行われていることを確認する。

9 モニタリングに係る提出書類

企業団と事業者が事業を円滑に進められるように、要求水準や提案内容の達成に必要な書類やモニタリングチェックシート、効果の検証に必要な書類などをモニタリングに必要な書類として整理する。

なお、本資料では、代表的な書類のみを示し、各事業の計画書に個別具体的な提出書類を示すものとする。

番号	提出書類	主な内容	提出時期
①	計画書等	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に記載されている事項等を実施するための方法、工程等を記載した書類（業務責任者 	事業・業務開始前

		<p>届、組織体制表、修繕計画等を含む) ・計画書には、施工計画書、業務計画書等を含む</p>	
②	セルフモニタリングチェックシート	・各種書類の提出状況や要求水準、提案内容等の達成状況を確認するための書類	同上
③	モニタリング実施計画書	・セルフモニタリングの実施体制や時期、報告内容等を計画した書類(②のチェックシートを含む)	同上
④	工事関係書類	・工事に関する書類(日報、施工体制台帳、承諾書など)	工事期間中適宜
⑤	運転維持管理関係書類	・運転維持間にに関する書類(日報、月報、点検記録、点検報告書)	運転維持管理中適宜
⑥	業務報告書	・各施工、運転維持管理業務が完了した後の報告書類(完成図書、マニュアル等を含む)	企業団が指定

10 契約内容未達成の場合の措置

企業団は、設計・工事・運転維持管理業務において実施されたモニタリングの結果、事業者の責めにより本施設の機能が停止した場合、提出された計画書等の内容が達成していないことが確認された場合は、事業者に対して改善や修正を要求、または指示し、本事業における責任者(業務責任者等)の変更、違約金の請求、契約解除の措置を行うことができる。

また、故意による企業団への信用失墜行為として、企業団の管理責任を厳しく問われるような重大な虚偽報告(水質検査結果の虚偽報告など)や本事業の運営に重大な影響を与える法令違反(廃棄物の不法投棄、騒音、振動など)が認められた場合も、企業団は契約を解除することができる。

なお、違約金の請求については、総合評価方式ガイドラインや〇〇〇整備事業実施要綱を参照すること。

第2章 設計業務のモニタリング

1 概要

設計業務におけるモニタリングは、本事業の設計業務に係る要求水準等の履行の確保を図るために、設計業務が適切に実施されているか確認するために行う。

事業者は、設計業務の履行について、業務の履行に伴い提出する書類や実際の業務状況を基に、要求水準等などの内容を満たしているかモニタリングを行い、企業団に書面で報告する。

また、事業者は設計業務の進捗状況について、企業団へ定期的に報告し、企業団はその結果を確認する。

なお、設計業務のモニタリングで提出を求め、確認する書類は、事業毎に指定する。

2 業務履行状況の確認

企業団は、業務報告書を基に、業務履行状況、設計図書などの作成状況、問題点・課題等について、必要に応じて事業者と会議を開催し確認するものとし、企業団の場・所が行っている月毎の定例に事業者の出席を求めることができる。

3 設計業務の改善要求

企業団は、モニタリングの結果、事業者が行う設計業務において、要求水準及び事業者提案などが未達成の場合、設計図書等の改善や修正を要求または指示することができる。

また、場合によっては企業団から事業者に対して工事成績評定点の減点、違約金の請求ができる。

事業者は、これらの要求または指示に基づき、必要に応じて企業団と協議のうえ、対応方針を定め、自らの費用負担により改善措置を講ずる。

第3章 工事業務のモニタリング

1 概要

工事業務におけるモニタリングは、本事業の工事業務に係る要求水準等の履行の確保を図るために、工事業務が適切に実施されているかを確認するために行う。

事業者は、工事業務の履行について、業務の履行に伴い提出する書類や実際の業務状況を基に、要求水準等などの内容を満たしているかモニタリングを行い、企業団に書面で報告する。

また、事業者は工事工程及び工事の進捗状況について、企業団へ定期的に報告し、企業団はその結果を確認する。

なお、工事業務のモニタリングで提出を求め、確認する書類は、事業毎に指定する。

2 履行状況の確認

企業団は、業務報告書を基に、工事実施状況、工事工程、問題点・課題等について、事業者と会議を開催し確認するものとし、企業団の場・所が行っている月毎の定例に事業者の出席を求めることができる。

3 工事業務の改善要求

企業団は、モニタリングの結果、事業者が行う工事業務において、設計図書通りの工事が実施されていない場合や要求水準及び事業者提案などが未達成の場合、工事の改善や手直しを要求または指示することができる。また、場合によっては企業団から事業者に対して工事成績評定点の減点、違約金の請求ができる。

事業者は、これらの要求または指示に基づき、必要に応じて企業団と協議のうえ、対応方針を定め、自らの費用負担により改善措置を講ずる。

第4章 運転維持管理業務のモニタリング

1 概要

運転維持管理業務におけるモニタリングは、本事業の運転維持管理業務に係る要求水準等の履行確保を図るため、運転維持管理業務が適切に実施されているかを確認するために行う。

事業者は、運転維持管理業務の履行について、業務の履行に伴い提出する書類や実際の業務状況を基に、要求水準等の内容を満たしているかモニタリングを行い、企業団に書面で報告する。

企業団は、事業者が実施したセルフモニタリング報告書の内容に基づき、要求水準等の達成状況を確認する。

また、企業団が必要と認めた場合は、履行状況の確認のため、現地確認を行う。

なお、運転維持管理業務のモニタリングで提出を求め、確認する書類は、事業毎に指定する。

2 履行状況の確認

企業団は、業務報告書を基に、業務履行状況、危機管理対応、課題等について、事業者と会議を開催し確認するものとし、企業団の場・所が行っている月毎の定例に事業者の出席を求めることができる。

3 運転維持管理業務の改善要求

企業団は、モニタリングの結果、事業者が行う運転維持管理業務において、要求水準及び事業者提案などが未達成の場合、業務改善や不適事項への対処を要求または指示し、是正が認められない場合は、事業者に対して業務責任者などの変更、違約金の請求または契約解除などの措置を行うことができる。

事業者は、これらの要求または指示に基づき、必要に応じて企業団と協議のうえ、対応方針を定め、自らの費用負担により改善措置を講ずる。